

特定非営利活動法人
北海道事業活動推進機構 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道事業活動推進機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、北海道内の多様な事業活動を推進するための共通の理解形成を目指すと共に、総合的な理解に基づく合理的かつ健全なる事業活動の振興に係わる事業を行い北海道地域の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、前項の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動 ②
- (2) まちづくりの推進を図る活動 ③
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑥
- (4) 環境の保全を図る活動 ⑦
- (5) 情報化社会の発展を図る活動 ⑭
- (6) 科学技術の振興を図る活動 ⑮
- (7) 観光の振興を図る活動 ④
- (8) 経済活動の活性化を図る活動 ⑬
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑰
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 ⑱

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 映像ソフトの企画、制作、製造、販売、賃貸及び卸業務ならびに放送・上映事業
 - ② 広告代理店事業
 - ③ 広告の企画及び制作事業
 - ④ 各種イベント、テレビ・ラジオ番組及び映画の企画、製作、運営並びにこれらの請負事業

- ⑤ 音声・映像・画像の収録作業の請負事業 ✓
- ⑥ 雑誌・書籍・映像・画像コンテンツ・音楽コンテンツの企画、編集、出版、販売事業
- ⑦ パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用した情報提供サービス並びに通信販売事業 ✓
- ⑧ パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用した、地域活動並びに観光及びビジネスに関する企画、調査、開発、制作及び販売事業 ✓
- ⑨ インターネット上のホームページの企画立案、制作及び運営事業 ✓
- ⑩ 一般印刷物の企画、制作事業 ✓
- ⑪ 講演会、シンポジウム、セミナー等の開催事業 ✓
- ⑫ 放送事業 ✓
- ⑬ 芸能タレント、音楽家、スポーツ選手、文化人、音声・映像技術者の育成並びにマネージメント事業 ✓
- ⑭ 通信事業に関わる技術・システムなどの調査・研究並びに普及事業 ✓
- ⑮ 北海道における個人や企業、団体などへの環境意識の育成と相互交流事業 ✓
- ⑯ 前各号に係わる事業 ✓

(2) その他の事業 ✓

- ① 物品の販売 ✓
- ② 事業活動に係わる情報技術に関するコンサルタント事業 ✓
- ③ 会員相互の交流を図る事業 ✓

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。 ✓

第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。 ✓

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 ✓
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、且つ、その目的遂行のために特別の支援をする個人及び団体 ✓
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し、且つ、知的支援、技術的支援、経済的支援並びにその他それぞれが有する独自の能力をもってこの法人の目的遂行のために特別に支援する個人及び団体 ✓

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。 /

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 /

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。 /

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 /

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 /

(1) 退会届を提出したとき。 /

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 /

(3) 継続して半年以上会費を滞納したとき。 /

(4) 除名されたとき。 /

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に、退会することができる。 /

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは総会において出席した正会員の出席者の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 /

(1) この定款に違反したとき。 /

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 /

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。 /

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。 /

(1) 理事3人以上25人以内とする。 /

(2) 監事2人以内 /

2 理事のうち1人を理事長とし、必要に応じ副理事長を3人以内、専務理事を1人、常務理事を5人以内置くことができる。 /

- 3 必要に応じ役員その他、特別顧問、顧問、相談役、会長、会長代理、副会長、幹事長、幹事、評議員等を置くことができる。 /

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。 /

- 2 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。 /
- 3 特別顧問、顧問、相談役、会長、会長代理、副会長、幹事長、幹事、評議員等は理事会において決定する。 /
- 4 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。 /
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 /

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 /

- 2 副理事長、並びに専務理事及び常務理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 /
- 3 理事はこの法人の業務を執行する。 /
- 4 監事は法第 18 条に定める職務を行う。 /

(任期等)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再選は妨げない。 /

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された総会終結の時までとする。 /
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 /
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 /

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。 /

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当すると至ったときには、総会において出席した正会員の出席者の 3 分の 2 以上の議決に基づき、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。 /
- (2) 職務上に義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。 /

(報酬等)

第19条 役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には役員総数の3分の1以下の範囲内で総会の議決により報酬を支給することができる。一

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。一

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。一

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員をおく。一

2 職員は、理事長が任免する。一

3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。一

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。一

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。一

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。一

(1) 定款の変更 一

(2) 解散 一

(3) 合併 一

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 一

(5) 事業報告及び収支決算 一

(6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬 一

(7) 入会金及び会費の額 一

(8) 借入金(その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担および権利の放棄 一

(9) その他運営に関する重要事項 一

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。一

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。一

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき 一

(2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集があったとき。 一

(招 集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。／

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 21 日以内に臨時総会を招集しなければならない。／

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。／

(議 長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。／

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。／

(議 決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。／

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。／

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は正会員を代理人として表決を委任することができる。／

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。／

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。／

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載して議事録を作成しなければならない。／

(1) 日時及び場所 ー

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項 ー

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果 ー

(5) 議事録署名人の選任に関する事項 ー

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、又は記名、押印しなければならない。／

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。／

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。／

- (1) 総会に付議すべき事項 ー
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 ー
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項 ー

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。／

- (1) 理事長が必要と認めたとき。ー
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。ー

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。／

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。ー
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。ー

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。／

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。／

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。／

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。ー
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。ー

- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。／

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。／

- (1) 日時及び場所 ー
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項 ー
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 ー
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項 ー

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、又は記名押印しなければならない。／

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成) ー

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。／

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 ー
- (2) 入会金及び会費 ー
- (3) 寄付金品 ー
- (4) 財産から生じる収入 ー
- (5) 事業に伴う収入 ー
- (6) その他の収入 ー

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。／

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。／

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。／

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。／

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。✓

- (1) 総会の決議 ✓
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能 ✓
 - (3) 正会員の欠亡 ✓
 - (4) 合併 ✓
 - (5) 破産手続開始の決定 ✓
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し ✓
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。✓
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。✓

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。✓

(合 併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。✓

第 9 章 雑 則

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。✓

(細 則)

第 56 条 この定款の執行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。✓

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。✓
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。✓

理 事 長	脇元 繁之 ✓
専務理事	荒木 俊之 ✓
常務理事	三間 弘美 ✓
理 事	宮田 るり子 ✓
監 事	佐賀 尚子 ✓

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。 ✓
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。 ✓
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の定めにかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。 ✓
- 6 この法人の設立当初の会員の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金

正会員	個人会員	0 円	・	団体会員	0 円	✓
賛助会員	個人会員	0 円	・	団体会員	0 円	✓
特別会員	個人会員	0 円	・	団体会員	0 円	✓

年会費

正会員	個人会員	0 円	・	団体会員	30,000 ^{50,000} 円	✓
賛助会員	個人会員	5,000 円	・	団体会員	10,000 円	✓
特別会員	個人会員	20,000 円	・	団体会員	50,000 円	✓